

県が条例で指定する個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附先の一覧表

(令和 7 年 4 月 28 日時点)

〔寄附先一覧〕
国立大学法人 （7 法人）
公立大学法人 （2 法人）
独立行政法人 （10 法人）
地方独立行政法人 （1 法人）
日本司法支援センター
公益社団法人および公益財団法人（社団法人および財団法人） （119 法人）
学校法人 （87 法人）
社会福祉法人 （158 法人）
更生保護法人 （4 法人）
特定非営利活動法人（N P O 法人） （177 法人）

1 国立大学法人

【対象となる寄附金】

次表に掲げる法人に対する寄附金で、国立大学法人法第22条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる業務に充てられるもの（神奈川県 の区域外における施設の建設等のための費用に充てるために支出された寄附金を除く。）

寄附先		寄附金の支出の期間
法人名	所在地	
国立大学法人 東京科学大学 (旧法人名：国立大学法人東京工業大学)	東京都目黒区大岡山二丁目12番 1 号	平成21年 1 月 1 日から
国立大学法人 筑波大学	茨城県つくば市天王台一丁目 1 番 1	平成21年 1 月 1 日から
国立大学法人 総合研究大学院大学	三浦郡葉山町上山口字間門1560－35	平成21年 1 月 1 日から
国立大学法人 東京大学	東京都文京区本郷七丁目 3 番 1 号	平成21年 1 月 1 日から
国立大学法人 横浜国立大学	横浜市保土ヶ谷区常盤台79番 1 号	平成21年 1 月 1 日から
国立大学法人 東京芸術大学	東京都台東区上野公園12番 8 号	平成21年 1 月 1 日から
国立大学法人 一橋大学	東京都国立市中二丁目 1 番地	平成23年 1 月 1 日から

2 公立大学法人

【対象となる寄附金】

次表に掲げる法人に対する寄附金で、地方独立行政法人法第21条第 2 号に掲げる業務に充てられるもの（神奈川県 の区域外における施設の

4 地方独立行政法人

【対象となる寄附金】
次表に掲げる法人に対する寄附金で、地方独立行政法人法第21条第3号チに掲げる業務に充てられるもの（神奈川県の区域外における施設の建設等のための費用に充てるために支出された寄附金を除く。）

寄附先		寄附金の支出の期間
法人名	所在地	
地方独立行政法人 神奈川県立病院機構	横浜市中区本町二丁目2番地	平成22年4月1日から

5 所得税法施行令第217条第2号に掲げる法人

【対象となる寄附金】
次表に掲げる法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（神奈川県の区域外における施設の建設等のための費用に充てるために支出された寄附金を除く。）

寄附先		寄附金の支出の期間
法人名	所在地	
日本司法支援センター	東京都中野区本町一丁目32番2号ハーモニータワー8階	平成21年1月1日から

6 公益社団法人および公益財団法人（社団法人および財団法人）

【対象となる寄附金】
次表に掲げる法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（神奈川県の区域外における施設の建設等のための費用に充てるために支出された寄附金を除く。）

寄附先		寄附金の支出の期間
法人名	所在地	
公益財団法人 放送番組センター	横浜市中区日本大通11番地	平成25年1月1日から
財団法人 放送番組センター		平成21年1月1日から 平成24年3月31日まで
公益財団法人 神奈川科学技術アカデミー	川崎市高津区坂戸三丁目2番1号	平成25年4月1日から
財団法人 神奈川科学技術アカデミー		平成21年1月1日から 平成25年3月31日まで
財団法人 岩本育英会	相模原市中央区中央二丁目11番15号（相模原市役所内）	平成21年1月1日から 平成24年7月28日まで
公益財団法人		

